

一般社団法人 鳥取県作業療法士会

令和6年度 事業に関する社員へのお知らせ

◎事務局

1. 入会・休会・退会および会員情報の変更について

入会・休会・退会および会員情報の変更（勤務先の変更、改姓、連絡先の変更）がある場合は、鳥取県作業療法士会のホームページより必要書類をダウンロードし、事務局へ提出をお願いします。

入会時に記入いただいた情報に基づき、広報誌の発送や各種情報発信を行っております。確実に情報が行き届くよう、職場の異動など会員情報に変更がありましたらお早めにご連絡いただきますようお願いいたします。

※休会は年度単位となります。休会を希望される年度の前年度3月31日までに休会届を提出してください。

年度途中での休会はできませんのでご注意ください。

※入会・会員情報の変更はメール添付での提出も可能です。

【鳥取県作業療法士会事務局】

YMCA 米子医療福祉専門学校 作業療法士科

〒683-0825 米子市錦海町3-3-2

TEL : 080-2930-5010（事務局直通） E-Mail : jimu@tottori-ot.or.jp

2. 情報配信について

研修会のお知らせ、ホームページの更新情報などを入会届に記載いただいたメールアドレス宛に適宜お送りしております。配信の停止、配信先の追加を希望される方は jimu@tottori-ot.or.jp までご連絡ください。

※ 携帯のキャリアメールは、添付ファイルが開けない場合がありますのでご遠慮ください

3. 会員歴証明書の発行について

認定作業療法士の申請・更新等で会員歴証明書が必要な方は、①氏名、②所属、③協会会員番号、④用途、⑤送り先（特に記載がない場合は勤務先にお送りします）を明記の上、件名を「会員歴証明書発行依頼（会員氏名）」とし、事務局（jimu@tottori-ot.or.jp）へご連絡ください。

なお、依頼後お手元に郵送されるまでに1~2週間程度かかります。余裕をもって早めの申請連絡をお願いします。

4. 相談先について

令和6年度も、当士会は弁護士との顧問契約を行っております。契約内容として正会員への法律相談も行っておりますので、ご利用をご希望の際は直接弁護士事務所へご連絡ください。

なお、当士会与利益相反が生じる相談は対象外となりますので予めご了承ください。

顧問先弁護士：米子東町法律事務所（鳥取県米子市東町296 TEL：0859-33-1019）

◎広報部

1. 会員のみなさまへ

(1) ホームページの閲覧

会員に向けての情報は基本的にホームページへ掲載します。日頃からホームページの閲覧をお願いいたします。

ホームページアドレス：<https://tottori-ot.or.jp/>

(2) ホームページへの記事掲載依頼

ホームページの依頼フォームより依頼をしてください。

(3) 県士会公式 SNS の紹介

鳥取県作業療法士会公式 LINE アカウントを開設しています。是非アカウントの登録をお願いいたします。

・公式 LINE アカウント <https://lin.ee/uUvb1Rk>

LINE アプリの友だちタブを開き、画面右上にある友だち追加ボタン>[QR コード]をタップして、コードリーダーでスキャンしてください。



◎学術部

1. テーマ別勉強会のご案内

県士会では以下の勉強会を運営しております。地区ごとに分けていますが、最近ではコロナにより普及した Zoom を用いた Web 上での勉強会も実施しているところもありますのでお住いの地区以外の勉強会にも参加しやすくなっております。県士会のホームページに各勉強会の紹介や、お知らせには勉強会開催情報が掲載されていますので定期的にホームページをチェックしてもらえると幸いです。是非お気軽に参加してください。

	地区	テーマ別勉強会
1	東部地区	東部地区全般勉強会
2	東・中部地区	特別支援教育（東部・中部）
3	中部地区	中部精神科勉強会
4		中部地区合同勉強会
5	西部地区	西部精神科勉強会
6		西部福祉用具・住環境勉強会
7		CVA 勉強会
8		作業を考える会
9		特別支援教育（西部）

2. テーマ別勉強会への登録と参加

- (1) 県士会員はいずれかのテーマ別勉強会に所属することになっています。登録がまだの会員は速やかに登録をお願いします。
- (2) 勉強会に登録または登録抹消依頼は各勉強会の代表者に連絡して下さい。詳細は県士会ホームページの学術部のページをご確認ください。

3. 第 19 回鳥取県作業療法学会について

今年度は 12 月 9 日（土）にさなめホール（淀江町）で対面での開催を予定しています。詳細は、鳥取県

作業療法士会のホームページ（お知らせ→鳥取県作業療法学会）をご確認ください。加えて県学会はホームページ以外にTwitter、Facebook、InstagramといったSNSツールでも情報発信をしておりますのでまた覗いてみて下さい。皆様からの演題もお待ちしております。

4. 査読者登録の協力依頼

鳥取県作業療法学会では、登録演題に対し一定の質を担保するために査読を行っています。査読は、演題を落とすという視点ではなく、応募のあった演題をさらに発展させ、より良いものにしていくという教育的観点で行います。そのため、査読者には一定の基準を設け、更なる査読の質を向上させるために査読者を募集しています。学術部のホームページに詳細を掲載していますので各自ご確認ください、積極的な応募をお願いします。また、近くに適任と思われる方がおられましたら是非登録を勧めていただけると幸いです。

◎教育部

1. 会員ポータルサイトについて

①会員の皆様が取得した基礎ポイントや研修会などの受講歴等は、日本作業療法士協会のホームページの「会員ポータルサイト」より確認することができます。

②2020年度からはポイントシールや県士会印は廃止となりました。その為、対面で行う研修会等では「研修受講カード」が必要となります（現時点では研修会ポイント申請登録システムが構築中であり、ポイント申請の際「研修受講カード」を使用することはありませんが、いつでも使えるよう準備を願います）。詳しくは過去の日本作業療法士協会誌の“「研修受講カード」お手元にありますか？”の記事をご参照ください。

2. 生涯教育制度について

日本作業療法士協会のホームページ資料をご覧ください。

日本作業療法士協会ホームページ>会員向け情報>生涯教育のページにて「生涯教育制度の概要（手帳の電子化・手帳の移行について）」「eラーニング講座について」「生涯教育制度改定（2023）」「基礎研修について」「認定作業療法士制度について」「専門作業療法士制度について」「制度推進について」「手続き等について」「専門作業療法士審査について」「認定作業療法士審査について」「試験について」「臨床実習審査について【臨床実習指導施設認定】」の資料が掲載されています。

3. 現職者共通研修会について

前期・後期の現職者共通研修会はホームページで案内します。申し込みは案内に従い、行ってください。参加は日本作業療法士協会および鳥取県作業療法士会の会員であることが必須条件です。申込から入会手続き完了まで2ヶ月程度かかることがありますので未入会の方は早急に入会手続きをお取り下さい。（入会が間に合わず参加できない場合があります）

4. 現職者選択研修会について

以下のように開催が予定されています。

中国ブロックでは4領域を分担して開催が予定されています。

	2024	2025
鳥取	老年期	精神
島根	精神	老年期
岡山	老年期	精神
広島	身体	老年期
山口	精神	身体

5. 臨床実習指導者講習会について

年に1回開催の予定です。参加条件は経験年数4年以上となります。受講することで臨床実習生を受け持つことができます。

6. 事例報告会について

テーマ別勉強会で開催する事例報告会は「現職者共通研修会」として認定されますので勉強会への登録と関係なく参加できます。参加希望者はホームページの案内に従い、申込みください。
なお、開催は4月～2月です。

6. 基礎研修ポイントについて

SIG 及び士会主催・共催研修会の参加・発表・講師、医療福祉 e チャンネル視聴・受講、論文投稿、臨床実習指導、士会裁量にポイントが付加されます。

【ポイント数】

士会主催・共催：参加 90 分～1 日：2 ポイント、2 日以上：4 ポイント、発表・講師：2 ポイント
SIG 主催：参加 90 分～1 日：1 ポイント、2 日以上：2 ポイント、発表・講師：1 ポイント
医療福祉 e チャンネル視聴・受講：1 番組 1 課題につき 1 ポイント
学術誌「作業療法」投稿論文：1 論文につき 4 ポイント
臨床実習指導：2～5 週程度 2 ポイント、6 週以上 4 ポイント
士会裁量：年間最大 2 ポイント

◎財務部

1. 会費の納入期限について

①金額：5,000円

②納入期限：令和6年5月末日（新入会員は7月末日）

③納入方法：

1) ゆうちょ銀行振替口座へ払込み（郵便局 ATM や窓口）

- ・口座記号番号：01310-2-51220
- ・口座名称：一般社団法人鳥取県作業療法士会
- ・通信欄に必ず『〇〇年度』『氏名』『所属施設（自宅会員の場合は「自宅会員」）』『金額』『住所』を記載し、記入漏れがないよう注意すること。
- ・複数名分をまとめて振り込む場合は必ず全員の氏名を記載すること。

2) 他行からの振込み（他行 ATM やネット銀行）

- ・金融機関名、支店名：ゆうちょ銀行、一三九(伊弉諾)店
- ・口座種別、口座番号：当座、51220
- ・口座名称：一般社団法人鳥取県作業療法士会

・原則、自身の口座からの振込み、また振込人氏名の前には協会会員番号を入力して振込みを行うこと。法人名義の口座や複数人まとめて振込みをする際は協会会員番号、所属、氏名、納入金額を以下まで連絡すること。

・会員管理担当理事：田中 寿美 E-Mail：zaimu@tottori-ot.or.jp

④注意事項：

- ・総会にて会費納入は受け付けない。
- ・入会手続き時に事務局へ現金書留等による会費の郵送は行わないこと。
(入会手続きは事務局の担当だが、会費徴収は財務部の担当)
- ・年会費を納入した会員のみ県士会が催す勉強会や研修会、県学会に参加することができる。
- ・領収証を紛失した場合、再発行はできない。
- ・ゆうちょ銀行へ入金した場合は、受領証が領収証の代わりとなる。

2. 部局・委員会の経費の取り扱いについて

- ①各部局・委員会の年度支出報告：3月第1土曜日で締め切る。
- ②講師への報酬料、旅費は費用弁償規程に準じて決める。報酬料は源泉徴収額を引いた金額を講師へ支払い、源泉徴収分は支払いのあった翌月10日までに納税する。また、外部講師の交通費は公共交通機関の領収証がなければ個人所得となるため源泉徴収が必要となり納税をしなければならない。
- ③テーマ別勉強会補助金支給：支給の希望があれば学術部長まで申し出ること。
*注意事項：補助金の支出は、必ず領収証を「一般社団法人鳥取県作業療法士会」宛でとること。
当該年度の決算報告は学術部長宛に、2月の第4土曜までに行うこと。
補助金の余りは必ず学術部長まで返金すること。

3. 会員の経費受給時の領収証について

- ①会員名で受取できる経費は費用弁償規程、出張旅費規程に定める項目とする。
- ②会員名での受取時は、領収証に自宅住所、氏名を記入し、必ず押印（認印）する。住所は自宅住所であり勤務先の住所を記入しない。

4. ボランティア保険について

毎年、当士会では、年度始めから4カ月ごとの3期に分けて、「ボランティア活動保険」（通称：ボランティア保険、全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する保険）という団体保険に加入している。保険の有効期間は1年間で**県士会事業に携わる会員のみ加入**となっている。

ボランティア保険とは、ボランティア活動等を行う団体が、団体が行う**活動中の事故**、団体が指定する**集合・解散場所**と被保険者の住所との**通常の経路往復中の事故**、に対して補償される保険である。

県士会活動中の事故、または**移動中の事故等**があった場合は、財務部、または事務局に連絡すること。

補償プランは下記**基本プラン**になる。

補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

補償プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		補償開始日から補償
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円